

■要介護認定関係資料提供申請について

介護保険サービス利用者の介護サービス計画作成等を行う居宅介護支援事業者等に対し、当該利用者の要介護認定等に関わる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書の情報を提供します。(情報の提供は、当該利用者が町に対し、介護保険要介護認定等に係る情報提供申請書において、情報提供に同意している場合に限りです。)

要介護認定関係資料提供申請の方法

(1) 窓口での受け取り

- ① 要介護認定関係資料提供申請書を FAX(健康福祉課介護保険係宛て、0285-55-1407)で送信してください。

※11時までに送信で当日15時以降に交付が可能です。

11時以降に送信いただいた場合は翌営業日以降の交付となります。

- ② 申請書原本(両面印刷)をご持参のうえ、健康福祉課へご来庁ください。
- ③ 資料をお渡しします。その際受け取りサインをお願いいたします。

(2) 郵送での受け取り

- ① 次のものを郵送で、上三川町健康福祉課介護保険係宛てに送付してください。
 - ・「介護保険要介護認定等に係る情報提供申請書」
 - ・「返送用封筒」

※資料は1人につきA3版4枚程度になります。資料が入る大きさの封筒をご用意ください。

※封筒には切手を貼付し、返送先の住所を記入してください。

- ② ①が届き次第、上三川町健康福祉課から資料を送付します。